

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療費の額(生活療養標準負担額(次条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、<u>受療の際に社会保険関係法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)</u>を提示しなかつたものについては、<u>食事療養標準負担額を含む。</u>)に相当する額を除く。)から社会保険関係法の規定により給付された額を控除した額をいう。</p> <p>7～8 省略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、社会保険関係法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民票に記載されているもの(国民健康保険法第116条の2又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2の規定の適用を受ける被保険者にあつては、当該措置が採られた際に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されていたもの)のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 子ども(第4号、第5号又は第6号に該当する者を除く。)</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(受給資格者証及び減額認定証の提示)</p> <p>第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに、<u>次に掲げる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受給資格者証</u></p> <p>(2) <u>減額認定証(第3条第1項第2号又は第3号に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとする場合に限る。)</u></p> <p>(支給の申請等)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 県内の<u>保険医療機関等</u>は、前条の医療を行った際に、受給資格者から徴収すべき一部負担金の徴収を行わなかつたときは、徴収しなかつた</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、医療費の額(<u>生活療養標準負担額に相当する額を除く。</u>)から社会保険関係法の規定により給付された額を控除した額をいう。</p> <p>7～8 省略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、社会保険関係法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民票に記載されているもの(国民健康保険法第116条の2又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2の規定の適用を受ける被保険者にあつては、当該措置が採られた際に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されていたもの)のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 子ども(<u>次号、第4号、第5号又は第6号に該当する者を除く。</u>)</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>(受給資格者証の提示)</p> <p>第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに、<u>受給資格者証</u>を提示しなければならない。</p> <p>(支給の申請等)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 <u>保険医療機関等</u>は、前条の医療を行った際に、受給資格者から徴収すべき一部負担金の徴収を行わなかつたときは、徴収しなかつた一部負</p>

一部負担金について、市長に福祉医療費の支給を請求することができる。

担金について、市長に福祉医療費の支給を請求することができる。